

平成23年度 事務事業評価表(平成22年度分に係る報告)

評価対象事務事業名	妊産婦新生児訪問指導事業				事業コード	1495
担当課等	所属名	市保健所 健康推進課			担当係名	
	課長名	健康推進課 津志田 和彦	担当者名	磯和 弥生子	電話番号	691-6215

1. 事務事業の基本情報

総合計画体系	施策の柱	いきいきとして安心できる暮らし	コード 1	施策	みんなで支える子育て支援の展開	コード 6
	基本事業	母子保健・予防の推進	コード 3			関連予算 費目名
	特記事項					
	事業期間	○ 単年度 ● 単年度繰返 ○ 期間限定複数年度 ⇒ (開始年度 9年度～)				
事務事業の概要	妊産婦と新生児に対し、助産師や保健師が家庭訪問を行い、母子の健康管理や育児支援を行う					
根拠法令等	母子保健法10・11・17・18・19条					
この事務事業を開始したきっかけ(いつ頃どんな経緯で開始されたのか)						
平成9年4月より、次の理由で本事業の実施主体が県から市町村に委譲となり開始した。委譲理由は①住民に身近な市町村での基本的サービスの提供②妊婦及び乳幼児に対する一貫した母子保健事業の実施③都道府県(保健所)・市町村の役割分担の明確化である。						
この事務事業に対して関係者(市民、議会、事業対象者、利害関係等)からどのような意見・要望が寄せられているか						
産後うつ病や育児不安に陥りやすい時期の訪問により、不安が軽減したという声がかかる。虐待予防の観点からも本事業への期待が寄せられている。						
事務事業を取り巻く状況(対象者や根拠法令)はどう変化したか。今後の見通しはどうか						
少子化・核家族化の進行や、都市化・女性の社会進出などにより子供を産み育てる環境は大きく変化している。当市は、転入者が多く育児をしていく上で身近な支援者がいない孤立した家庭や経済的、社会的問題を抱えた母親等、今後も育児不安や虐待などに繋がる様々な問題を抱える家庭が増えることが予想され、本事業の充実が不可欠である。 また、本事業と平行して、「生後4ヶ月までの全戸訪問事業(こんにちは赤ちゃん事業)」が平成19年度から次世代育成対策交付金の対象事業になり、H21年3月には国が「乳児家庭全戸訪問事業」のガイドラインを作成。平成21年4月「児童福祉法等の一部改正する法律」により、「乳児家庭全戸訪問事業」が児童福祉法に位置づけられ市町村の努力義務となり、全国的に「乳児家庭全戸訪問事業」が展開されている。 医療機関などからの連絡ケースや他市町村から里帰りの訪問要請も出てきていることから、当市においても母子保健法に基づく本事業と「乳児家庭全戸訪問事業」の調整について担当課である児童福祉課との具体的協議が急務となっている。						

2. 事務事業の実施状況(Do)

①対象 (誰を、何を対象としているのか)	市内に居住する第1子が生まれた全家庭とハイリスク児がいる家庭、第2子以降及び市民以外で訪問希望があった家庭	⇒	②対象指標 (対象の大きさを示す指標)	A. 第1子(要支援者以外)、第2子以降及び市民以外の訪問希望者数	単位	人
				B. 要支援者(ハイリスク)数	単位	人
				C.	単位	
③手段 (事務事業の内容、やり方、手順)	22年度実績(22年度に行った主な活動) 【妊婦訪問】 ・事務事業名「妊婦相談」に記載。 【産婦・新生児訪問】 ①対象 ・出生届時の赤ちゃん手帳申込書から第1子及び第2子以降の訪問希望者を把握し、地区担当保健師と新生児訪問指導員(非常勤)が分担して訪問する。 ・要支援者については低体重児、多胎児や医療機関から連絡のあった家庭、妊婦相談窓口にて継続支援が必要とされた妊婦(特定妊婦)が出産した家庭について主に地区担当保健師が訪問する。 ・第2子以降、市民以外(里帰り)については訪問依頼のあった家庭のみ訪問する。 ②訪問時期、回数 ・原則生後4か月未満に1回とし、継続支援が必要な家庭へは必要回数とする。 ③方法 ・電話にて日程調整し、乳児用体重計等を持参のうえ公用車・公共交通機関にて訪問する。 ④内容 ・母子の体調の確認と健康管理・育児全般についての助言・指導を行う。また、全産婦にエジンバラ産後うつ病質問票を用いてメンタルヘルスの状況を把握し、必要な支援を行う。 ⑤事務 ・対象や担当者の振り分け、月毎の結果集計、報告、他市町村との連絡調整等を行う。 23年度計画(23年度に計画している主な活動) 対象者、実施方法については22年度同様。 ・但し、玉山区については生後4か月未満の乳児全数を対象に訪問を強化する。	⇒	④活動指標 (事務事業の活動量を示す指標)	A. 第1子への訪問割合	単位	%
				B. 第1子及び第2子以降、市民以外の訪問希望者と要支援者への対応率	単位	%
				C.	単位	

	・盛岡地区については対象のうち第1子、要支援者（低体重児、多胎児、特定妊婦、医療機関からの連絡ケース等）への訪問を強化する。要支援者以外の対象の一部については、成人保健担当非常勤保健師4名へ対応を依頼する。 ・継続支援が必要なケースについては随時ケース検討を行う他、関係機関と連携し支援を行う。連携体制作りについても検討する。 ・事務については、集計方法や報告様式等の他、システム改修についても検討し、効率化に努める。 ・「乳児家庭全戸訪問事業」について児童福祉課との協議、増員要求を行う。					
⑤意図 （この事業により対象をどのように変えるのか）	訪問指導を受け育児不安が少なくなったと感じる。	⇒	⑥成果指標 （意図の達成度を示す指標）	A. 家庭訪問を受け育児不安が少なくなったと感じる産婦の割合 【指標の性格：● 上げる ○ 下げる ○ 維持する】	単位	%
				B. 【指標の性格：○ 上げる ○ 下げる ○ 維持する】	単位	
				C. 【指標の性格：○ 上げる ○ 下げる ○ 維持する】	単位	
⑦結果 （上位基本事業の意図：上位の基本事業にどのように貢献するか）	健康が保たれる	⇒	⑧上位成果指標 （上位基本事業の成果指標）	3歳児健康診査受診率（単位：％） 妊婦健康診査受診率（単位：％）		

2. 事務事業の実施状況(続き)

⑨事務事業の各種指標の実績及び目標値

区分	指標名	単位	20 年度実績	21 年度実績	22 年度計画	22 年度実績	23 年度計画	24 年度計画	目標年度 目標値
対象 指標A	第1子(要支援者以外)、第2子以降及び市民以外の訪問希望者数	人	1,237	1,321	1,400	1,235	1,400	1,400	26年度 1,400
対象 指標B	要支援者(ハイリスク)数	人	423	438	500	470	500	500	26年度 500
対象 指標C									年度
活動 指標A	第1子への訪問割合	%	59.5	57.2	60	61.3	60	65	26年度 85
活動 指標B	第1子及び第2子以降、市民以外の訪問希望者と要支援者への対応率	%	83.5	77.9	85	80.4	85	87	26年度 90
活動 指標C									年度
成果 指標A	家庭訪問を受け育児不安が少なくなったと感じる産婦の割合	%	83.6	100	98	100	98	98	26年度 100
成果 指標B									年度
成果 指標C									年度

⑩事務事業に係る事業費

区分	指標名	単位	20 年度実績	21 年度実績	22 年度計画	22 年度実績	23 年度計画	24 年度計画	*****
事業費	A	千円	2,566	2,579	2,687	2,632	2,689	2,689	*****
財源 内訳	④国	千円							*****
	⑤県	千円							*****
	⑥地方債	千円							*****
	⑦一般財源	千円	2,566	2,579	2,687	2,632	2,689	2,689	*****
	⑧その他	千円							*****
	合 計 (④～⑧) (=A)	千円	2,566	2,579	2,687	2,632	2,689	2,689	*****
延べ業務時間数		時間	1,300	1,300	1,300	1,300	1,300	1,300	*****
職員人件費 (B)(臨時職員賃金は、事務費に含む)		千円	5,200	5,200	5,200	5,200	5,200	5,200	*****
トータルコスト (A) + (B)		千円	7,766	7,779	7,887	7,832	7,889	7,889	*****

3. 事務事業の評価(See)

必要性評価	①施策体系との整合性 この事務事業の意図は、結果(政策体系)に結びついていますか？	☐ 見直す余地がある ☒ 結びついている	⇒ 4. 事務事業の改革案へ
	理由: 訪問による直接支援により育児不安を早期に解消でき、母子の健康増進や虐待防止につながる。		
	②公共関与の妥当性 市がやるべき事業ですか？ 税金を使って達成する目的ですか？	☐ 見直す余地がある ☒ 妥当である	⇒ 4. 事務事業の改革案へ
	「妥当」とする理由: ☒ 法定事務である ☐ 内部管理事務である ☐ その他 理由:		
	③対象の妥当性 対象の設定は現状のままでいいですか？ 広げられませんか？ また絞らなくてよいですか？	☐ 拡大または絞る余地がある ☒ 現状で妥当である	⇒ 4. 事務事業の改革案へ
	「妥当」とする理由: ☒ 法定事務である ☐ 内部管理事務である ☐ その他 理由:		
	④意図の妥当性 意図(何を狙っているのか)を絞ったり拡大したりして、成果向上できませんか？	☐ 拡大または絞ることができる ☒ 現状で妥当である	⇒ 4. 事務事業の改革案へ
	「妥当」とする理由: ☒ 法定事務である ☐ その他 理由:		
有効性評価	⑤成果の向上余地 成果がもっと向上する余地はありますか？	☒ 向上余地がある ☐ 向上余地がない	⇒ 4. 事務事業の改革案へ
	その内容: 人員が増加した場合は訪問率の向上や訪問後の継続支援の向上につながる。		
	⑥廃止・休止の影響 事業を廃止・休止した場合、施策の成果に及ぼす影響はありますか？	☐ 影響がない ☒ 影響がある	⇒ 4. 事務事業の改革案へ
	⑦類似事務事業との関係 類似の事務事業(国、県、市の内部、民間)はありますか？	☒ 類似事業がある ☐ 類似事業がない	
	事業名: 児童福祉法による乳児家庭全戸訪問事業(旧「こんにちは赤ちゃん事業」)があり、この事業は次世代育成対策交付金の対象事業になっているが、本事業と同様に予算及び人材の確保などの問題がある。 ※類似事業がある場合、その事務事業と統廃合又は連携を図ることにより成果向上はできませんか？ 統廃合・連携検討 ☒ できる ☐ できない ⇒ 4. 事務事業の改革案へ その内容: 児童福祉法による乳児家庭全戸訪問事業(旧「こんにちは赤ちゃん事業」)があり、本事業と対象者を分けて実施していく事で対応数は上がっていく。		
	⑧事業費の削減余地 成果を下げずに事業費を削減できる余地はありますか？	☐ 削減余地がある ☒ 削減できない	⇒ 4. 事務事業の改革案へ
効率性評価	⑨人件費の削減余地 成果を下げずに人件費(延べ業務時間数)を削減する余地はありますか？	☐ 削減余地がある ☒ 削減できない	⇒ 4. 事務事業の改革案へ
	理由: 削減により訪問率の低下につながり継続支援もより困難になる。		
公平性評価	⑩受益機会の適正化余地 受益機会の適正化余地はありますか？	☒ 適正化余地がある ☐ 公平・公正である ☐ 特定の受益者はいない	⇒ 4. 事務事業の改革案へ
	その内容: 現在対象としていない第2子以降(申込者以外)の家庭について検討が必要である。		
	⑪費用負担の適正化余地 受益者の費用負担の適正化余地はありますか？	☐ 適正化余地がある ☒ 公平・公正である ☐ 特定の受益者はいない	⇒ 4. 事務事業の改革案へ
その内容: 法定事務であり、費用負担により訪問率低下につながる。			

4. 事務事業の改革案(Plan)

改革／改善方向	①改善の方向性(この事務事業をどう変えていくか、廃止や拡充、事業方式改善など) ※複数ある場合は、代替案その1、代替案その2とすること 1 本事業の対象である第1子及び要支援者等の訪問率は60%程度であり、引き続き全数への訪問を目指していくが、現状の体制では全数対応は難しいため、訪問率向上に向け増員要求を行う。 2 児童福祉法に基づく乳児家庭全戸訪問事業は乳児のいる全家庭を対象としており、本事業と一体となって取り組む必要があるが、第2子以降(申込者以外)へ対応できない現状であるため、担当課である児童福祉課との役割分担を明確にするなど具体的協議を行う。
	②改革、改善を実現していく際に想定される問題点は何ですか？ それをどう克服していきますか？ (関連部門や全庁的な調整の必要性、トップへの要望も含む) ・本事業及び乳児家庭全戸訪問事業は平行して実施されることが望ましく、事業実施については、現行の予算の中では組み換えは困難だが、人材確保及び研修・事務費用等予算の確保が不可欠である。乳児家庭全戸訪問事業については、平成19年度から次世代育成対策交付金の対象事業となり、平成19、20年度に事務事業事前評価に提出。21年3月に国のガイドラインが作成されたことで、全国的に事業が展開される中、当市の現状は対応率が30%代で、改善策として21、22年度にも引き続き事務事業事前評価に提出したが、予算確保に至らなかった。近隣市町村と足並みをそろえた体制づくりが急務となっていること、把握されるケースについても、今後増加が予想され、継続支援や養育支援が必要なケースについては、他課への情報提供、ケース検討、関係機関との連携、通告、地域での受け皿や見守りなどタイムリーな支援体制作りを行う必要がある。

5. 課長意見

一次評価	(1)一次評価者としての評価結果 ① 必要性 ● 妥当 ○ 見直し余地あり ② 有効性 ● 妥当 ○ 見直し余地あり ③ 効率性 ● 妥当 ○ 見直し余地あり ④ 公平性 ○ 妥当 ● 見直し余地あり	 (2)全体総括(振り返り, 反省点) 訪問後、継続対応を必要とする家庭も多く、訪問目標の60%弱にとどまっている。また、新生児以外でも支援を必要とするケースも多く、必要なときいつでも訪問できる体制の整備が必要である。					
	(3)今後の事務の方向性(改革改善案) <table border="1"><tr><td>☐ 終了</td><td>☒ 継続</td><td rowspan="3"></td></tr><tr><td>☐ 廃止</td><td>☐ 休止</td></tr><tr><td colspan="2">☐ 現状維持(従来通りで特に改革改善をしない) ☒ 改革改善を行う ☐ 事業統廃合・連携</td></tr></table> 方向付けの理由と改革改善の内容 虐待防止や育児不安の解消などに効果のある生後4ヶ月までの全戸訪問事業を実施するための増員等体制整備を行なう。		☐ 終了	☒ 継続		☐ 廃止	☐ 休止
☐ 終了	☒ 継続						
☐ 廃止	☐ 休止						
☐ 現状維持(従来通りで特に改革改善をしない) ☒ 改革改善を行う ☐ 事業統廃合・連携							